

スポーツタウン米沢市 WEB サイトイベント情報掲載要項

この要項は、スポーツタウン米沢市 WEB サイトへのイベント情報掲載基準及びそれに係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

1 用語の定義

(1) スポーツタウン WEB サイト

URL <https://city-yonezawa.sports-town.jp/>

(2) イベント 大会、練習会、講習会・セミナー、ツアー・合宿、メーカーイベント、交流会ほかそれに類するもの

2 掲載基準

イベントの主催者から掲載の申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、掲載の適否を決定するものとする。

- (1) イベントの内容等が本市のスポーツ・運動の普及向上に寄与するものであること。
- (2) 教育の中立性を損なうおそれのないこと。
- (3) 催事の主たる目的、内容等が政治的、宗教的活動ではないこと。
- (4) 催事を主催する団体の存在が明確であり、事業遂行能力が十分であると認められるものであること。
- (5) 事業規模が市民に対し広範囲にわたるものであり、対象者を限定するものでないこと。
- (6) 催事の目的が営利を主たる目的としたものでないこと。
- (7) 入場料、出品料、参加料等主催者が料金を徴収するものについては、イベントの内容及び規模等からみて適当と認められるものであること。
- (8) 開催、開設にあたって公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講じられていること。

3 事務処理

(1) 掲載申請

別紙「スポーツタウン米沢市 WEB サイト情報掲載申請書」をイベント日 7 日前までに米沢市教育委員会スポーツ課または（一財）米沢市スポーツ協会まで提出するものとする。

(2) 事務処理

- ① 申請を受けた場合、掲載基準に基づいて申請内容を審査し、決裁を受けたうえ、申請者に掲載の諾否を通知するものとする。
- ② 掲載諾否の通知には、下記の条件を付するものとする。
 - ア. 当初の計画に変更があった場合はただちに申請書提出先へ届け出ること。
 - イ. これをもって米沢市や（一財）米沢市スポーツ協会の共催・後援等の名義使用を承認するものではないこと。
 - ウ. 掲載イベントに関する問い合わせに対応すること。

(3) 掲載の取り消し

次の一に該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

- ① 掲載基準に該当しなくなった場合
- ② 掲載許諾にあたって付した条件に違反した場合
- ③ その他掲載するにふさわしくない事態が生じた場合

なお、取り消し事由が発生した時点で、申請書提出先から申請者に、掲載取り消しの通知を行うものとする。

令和3年3月18日 施行